

遺言・相続のご相談は瀬合パートナーズへ

かぞくの樹

Vol. 1 2021 Winter 発行

便り

あなたの相続、もめませんか？－遺言書を作成しておきましょう－

「うちはみんな仲が良いから、相続でもめるなんてありえない」「たいした財産もないのに遺言を残すなんておおげさだ」とお考えではないでしょうか。

たしかに、相続でもめないことが理想ですし、まさか自分の相続人がもめると予想される方は多くないでしょう。しかし、実際に相続が発生し、財産が絡むと、仲が良かったはずの兄弟が豹変したり、顔も見たことのない親戚が名乗り出てきたりすることがあります。生前面倒を見てくれた子に多めに財産を渡したい、この子にはこの土地を相続させたい、という具体的な希望があったとしても、遺言がなければ希望したとおりの分け方にできないこともあります。遺言書を作成していれば、トラブルを予防しつつ、財産の分け方の希望も叶えることができます。

遺言書には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3つの種類があります。弁護士として作成をおすすめする遺言は、公正証書遺言になります。

公正証書遺言は、遺言者自身が公証役場に赴き、証人2人の立会いのもと作成する必要がありますし、作成に費用もかかります。しかし、一度作成すれば原本が公証役場で保管されるため改ざんのおそれがなく、作成の際も公証人や証人が立ち会うため、本人の意思能力に疑義がある場合の作成はできません。そのため、作成した遺言書の有効性が覆される可能性は低く、また、内容や方式に不備があるということにもなりません。

したがって、相続の際に、遺言者の意思を反映しつつ相続人間のトラブルを防ぐ最善の方法が、公正証書遺言の作成になります。

公正証書遺言を作成するといっても、遺言の具体的な内容や公証役場とのやり取りなど、ご不安な点は多いと思います。弊所では、様々な遺言の案件を取り扱い、ご本人様の希望を取り入れつつ、相続においてもめる可能性を少なくするような内容をご提案し、公正証書遺言作成までサポートするというプランもございます。

相続について知識を得たいという方や、遺言書の作成を考えておられる方は、是非一度、弊所の無料相続相談をご利用ください。

弁護士法人法律事務所瀬合パートナーズ(兵庫県弁護士会所属)

神戸本店:神戸市中央区中町通2丁目1番18号 JR神戸駅NKビル9階

TEL:078-382-3531 FAX:078-382-3530

姫路支店:兵庫県姫路市南畝町2丁目53 ネオオフィス姫路南4階

TEL:079-226-8515 FAX:079-226-8516



☎ご相談予約は
こちらから